

Title	仲丸英起君学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	仲丸, 英起(Nakamaru, Hideki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2010
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.79, No.3 (2010. 7) ,p.109(319)- 115(325)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20100700-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

仲丸英起君学位請求論文審査要旨

論文題目 近世イングランド議会史研究——エリザベス治世期

を中心として——

仲丸英起君の博士号請求論文「近世イングランド議会史研究——エリザベス治世期を中心として——」の構成は次の通りである。

はじめに

序章 近世イングランド議会史研究の現状と課題

第一章 議会儀礼

第二章 下院の議事手続

第三章 下院議席の創設

第四章 議員と選挙区との関係

終章 結論

補遺一 ジョン・フッカー『イングランド議会運営のための

議事規則と慣行』試訳

補遺二 W.ランバード『下院の議事手続および特権に関する

覚書』試訳

主要参考文献リスト

これに、テューダー朝期研究において重要な役割を果たし、現在もお果たしているロンドン大学歴史学研究所に関する研

究史「歴史学の実験室——ロンドン大学歴史学研究所の軌跡——」(『史学』、74巻第1、2号、2009、所収)の抜刷が添えられている。

「はじめに」

ここではまずいわゆる戦後史学におけるイギリス史研究者の問題意識が素描されている。つぎに戦後史学の問題意識が色褪せるにつれて低調となりつつある近世イングランド研究の現状にたいする仲丸君自身の問題意識、すなわち近世イングランドの議会を研究することの今日的な意義が述べられている。

戦後間もないわが国においては、「近代化」の問題がイギリス史研究者の共通の関心事であった。多くのイギリス史研究者は、わが国および周辺諸国にそのような結果を招いた戦争は、結局、近代化の立ち遅れによるものであったとの認識を共有し、日本再生の拠り所をその後の日本の近代化に求め、イギリスをその模範とみなした。そしてこの観点から、彼らは絶対王政期から市民革命にいたる歴史において当時の議会(特に下院)が演じた役割にも関心を払った。しかし、日本の経済復興、「イギリス病」と称される彼の地の経済不況などにより、彼らの多くはイギリスを近代化の模範とみる脅迫観念から解き放たれていった。そして、教条主義的色彩の濃厚なそれまでの研究を批判し、実証的な研究を積み重ねる研究者が登場した。その結果イギリスを近代化のモデルとみなすような史観はもはやその支えを失ってしまい、皮肉にも、それに伴って、今や近世イギリ

ス史にたいする関心も低下の傾向にある。

しかし仲丸君は近代化を問題とすることがその意義を本当にもはや失ってしまったのかと改めて問いかけている。そして「さまざまな場面でグローバリ化が叫ばれる昨今、逆に国民国家論やナショナリズム論は以前にもまして活況を呈している観がある。そしてこうした潮流において、議会制度は戦後史学とは別の観点から注目を浴びることになるだろう」と述べている。なぜならば近代国家の議会は国民国家イデオロギーの具現者だからである。したがって近代的な国民国家形成の途上にあつた近世イングランドの議会は新たな文脈のなかで改めて考察されるべき意義を具えている。換言するならば、同君の研究がいわゆる戦後史学とは異なつた問題意識にもとづくものであり、近世イングランドの議会（特に下院）研究を通じて、「近代とは何か」と改めて問い直す試みであることが「はじめに」で表明されている。

序章 近世イングランド議会史研究の現状と課題

「序章」では近世イングランド、特にエリザベス治世期の下院に関する従来の研究者の見解がまず詳細に検討されている。本研究史は詳細にわたるものであるため、ここでは便宜上審査員はそれを二人の泰斗の見解を軸に要約する。

エリザベス治世期の下院に関して長い間定説とされたのは J・E・ニールの見解である。理念史の性格が強かつたそれまでの議会史研究と比較すると、ニールの研究は具体的、実証的

であり、しかも政治史・制度史と社会史とを融合していたのでエリザベス治世期下院研究としては画期的なものと評価された。彼はこの時代に下院と国王が幾つかの問題をめぐつて対立し、そのことが国制上に占める下院の地位の確立に決定的な役割を果たしたと主張した。

こうしたニールの見解にたいしてほぼ一九七十年代から異論を唱える研究者が現れる。その代表が G・R・エルトンである。議会議事録を精査したエルトンは、下院と国王との対立が稀であり、議会の主要な役割が立法にあつたと主張し、議会における上院（貴族院）の重要性を指摘した。そして、議会を中央と地方との、国王と貴族・ジェントリとの、あるいは国王と諸団体との「接点」と位置づけた。

しかしながら、エルトンの研究に触発されてこのテーマに関する研究が蓄積されるにつれて、彼にも批判が浴びせられるようになる。そしてそれに伴つて多数の論点が提起された結果、今ではエリザベス治世期の下院像を描くことが容易ではない。

このようにエリザベス治世期の下院研究史を回顧して、仲丸君はこれまでの研究の問題点を指摘している。ひとつはいわゆるホイッグ的解釈の問題点で、それは十六世紀の下院を十七世紀のイギリス革命の前段階とあらかじめ位置づけたうえで研究する傾向である。また、実証的研究といわれているものの大部分が主に議会議事録や議員の日記にもとづいており、結局のところ、特定の議員の言説や行動から性急に下院像を構築しているために印象論の域を出ていない点などである。こうした欠点

を克服するために、同君は議会と多数のメンバーで構成される機関を分析するためには一定の基準にもとづいて全議員に關する情報を統計的に処理する方法の採用が不可欠であると述べている。さらに、議会の全体像に迫るためには、いわば統治や支配の「ソフト面」とでもいふべき議会の儀礼・儀式などにも関心を払う必要があることを指摘している。

〔評価〕

審査報告であるために詳しくは紹介できないが、研究史の回顧では主要な研究者の研究が漏れなく検討されており、その評価も的確である。エリザベス治世期の下院議員に關する情報を統計的に処理し、その結果にもとづく知見を踏まえて文書史料を再検討するというアプローチは今まで本格的に試みられたことがなく、また議会の儀礼・儀式に關する研究も緒にいたばかりである。したがって、このような提言はきわめて独創的であり、創造性に富むものでもある。

第一章 議会儀礼

第一章では、議会開催時に行われたホワイトホール宮殿またはセント・ジェームズ宮殿からウェストミンスター寺院までの行進と、それに続いてウェストミンスター寺院で挙行された礼拝式が検討されている。

議会はこれまで主に政治史の枠組みのなかで扱われてきた。他方、近世ヨーロッパの政治文化に關する研究が積み重ねられた結果、儀礼・儀式が絶対王政期に王権の行使を容易にするた

めに不可欠な手段であったとの認識が研究者に共有されるようになった。したがって——仲丸君の言葉を借りると——「イングランド議会においても、象徴的側面を顧みずにその全般的な機能について論じれば、研究が不徹底であるとの誹りをまぬがれない」のである。

仲丸君が用いた主な材料は、紋章官の記録、同時代の議事録、下院議長を含めた多数の議員について同君が丹念に集めたデータである。それらに依拠して儀礼・儀式が具体的に再構成されており、しかも政治文化論の視点も導入されたうえで、その表象の政治的・社会的な意味が検討されている。

〔評価〕

エリザベス治世期における議会の儀礼・儀式に關する、このような視点からの研究はこれまでほぼ皆無であった。また儀礼や儀式をテーマとするこれまでの論考には推測にすぎないものや裏付けの不十分なものも見受けられる。仲丸君の場合には史料の制約性にたいする自覚のうえに立って、文化人類学などの知見をも踏まえて儀式・儀礼に關するテーマについての考察を進めている。その考察は推論に無理がなく、説得力のあるものとなっている。けれども、例えば女王が下院議員と接觸する機会となった彼女の巡幸には、儀礼的、儀式的要素が顕著に認められる。したがって、ここで扱われている宮殿からウェストミンスター寺院までの行進、およびその後同寺院で挙行された礼拝式をこの巡幸、あるいは議会や議員と關わる他の儀礼・儀式と比較検討するならば、このテーマについての認識が一層深

められるものと思われる。

第二章下院の議事手続

テューダ朝期議會の研究者は、下院の議事手続がテューダー朝期からスチュアート朝期の間に整えられたとの認識を共有している。しかしながら、彼らはその原因については意見の一致をみていない。ニールはイギリス革命にいたるまでの議會の直線的な発展を前提としたうえで、組織的なピユリタン議員による委員会の設置や一種のロビー活動がその主な原因であったとの見解を打ち出した。ところが二十世紀半ば以降に、こうした見解に異論が唱えられるようになる。S。ランバードは十六世紀後半以降に生じた法案数の増加にたいする対処の積み重ねが原因であると主張し、ニュアンスに多少差はあるものの、エルトンもランバードとほぼ同意見である。

こうした研究状況を念頭に置いたうえで、仲丸君はまず議事手続について同時代人の手になる複数の史料にもとづいて法案の審議過程を検討し、ついで一次史料と二次史料を併用しつつ、議事手続に含まれる委員会と議長職に焦点を合わせて考察を進めている。そして議事手続の整備は、議會を自分たちの主導下に置こうとした下院側からの働きかけの結果によるものとのニールの主張に疑問を呈し、増加した法案を短い会期中に処理する必要に迫られて生じた、むしろ実務的な方策の結果の可能性が高いと結論づけている。

〔評価〕

この章では、仲丸君は一次史料と二次史料にもとづいて委員会構成員や議長職経験者についての膨大な情報を図表化したり統計化するなどの手法をも援用して研究を進めている。こうした手法に拠る彼の主張は十分肯首しうるものとなっている。なお当時の議會手続を具体的に明らかにする史料として本学位請求論文の末尾に収められているジョン・フッカーとW。ランバードの議會手続についての覚書の訳記は正確で読みやすく、しかも官職や手続に関わる用語の訳は原語の内容を熟知しているために適切な日本語になっている。

第三章下院議席の創設

テューダ朝期議會史研究者の関心を引き続けてきたテーマのひとつに、十六世紀後半に顕著となる下院議席の大幅な増加という現象がある。十九世紀以来定説とされてきたのは、国王が自分に都合な立法を行うために彼に従順な人物を下院に送り込むことを目的として議席を増やしたとする見解である。これにたいして、ニールは政治的な意識に目覚めたジェントリが政治への参加意欲を強めて影響力の大きなパトロンに圧力を加えることになり、この圧力を受けたパトロンが国王に働きかけた結果、国王が議席の創設に踏み切ったと反論した。二十世紀後半に入ると、いわゆる修正主義者たちは、急増する議事を効率的に処理するには有能な実務家や法律家の働きが不可欠であると判断した国王と枢密院の主導権によって議席の増加が図られたという見解を提示した。

こうした研究史を踏まえたくうえで、仲丸君はエリザベス治世期に創設された議席選出議員の活動の頻度や活動の中身を検討し、議席創設の目的を考察する。まずは議会史財団が刊行した、エリザベス治世期の下院議員全員についての詳細な情報の集積体とでもいうべき、P・W・ハースラーの*The History of Parliament: The House of Commons, 1558-1603* (3 vols.) を活用して創設議席選出議員についてのデータを整理し、統計的な処理法で彼らの活動の頻度を明らかにした後、下院に関する多様な史料をまとめたT・E・ハートリーの*Proceeding in the Parliament of Elizabeth I* (3 vols.) などを利用して活動的と判断した議員の行動の内容を吟味している。そして議席創設の原因を、究極的には、当時の身分制社会の性格とバトロネージ・システムに求めている。

〔評価〕

個々の創設議席選出議員に着目するというアプローチは、これまで支配的であった制度論の観点にもとづくものに比べて斬新であり、これによって幾つかの興味深い事実が明らかにされている。また社会史の研究蓄積を考慮したうえで結論は十分に肯首しうるものである。しかしながら、活動議員を幾つかのカテゴリーに分類する基準には説得力がやや欠けているとの印象を受ける。また論者が現在利用できる史料が限定されているために止むを得ないのではあるが、議員の延数を考慮すると(その内容自体は非常に興味を引き、社会史の恰好の史料になるとしても) 発言の事例数が十分ではないために、これにもと

づく考察の部分は印象論の域に留まっているように思われる。

第四章議員と選挙区との関係

第四章では、下院議員と選挙区との関係がエリザベスの全治世期を対象として分析されている。両者の関係はニールや彼の見解の修正を唱える研究者の間でも直接的・間接的に争点のひとつとなつてはいたが、これまでの研究では史料の性格が制約となつておおむね印象論の域を出ていない。この点で、仲丸君はハースラーの*The History of Parliament: The House of Commons, 1558-1603* をもとにして当該期間のすべての下院議員についての情報を整理した後で、それに統計的な処理を施して得られた図表や数値にもとづいて議員と選挙区との関係を論じている。

彼はまず膨大なデータをコンピューターの助けを借りて整理している。そしてそれを「総議員数における生涯選出区数内訳」というように、多数の項目ごとにグラフ化、図表化、あるいはリスト化している。最後に、議員を選挙区との関係における行動を根拠に「都市有力者型」「パトロン従属型」「州選挙区挑戦型」の三タイプに類型化している。この類型化およびそれに関する叙述からは当時の議員や選挙の性格が、つきつめるならば当時の下院そのものの性格が鮮明に浮かび上がってくる。

〔評価〕

仲丸君が行ったように、エリザベス治世の全期間を対象として、その期間に選出された全ての議員のデータを統計的に処理

し、その結果を基本的な材料として議會を研究することは、これまで本格的に試みられたことがない。ある程度等質の史料が豊富に存在していなければ、それらを処理して得られる結果は信頼性に乏しく、立論の支えとはなり得ないのである。もちろんこの点で仲丸君はハースラーやハートリーの業績を用いる幸運に恵まれた。また、十八世紀の下院議員について統計的な処理を施して議員と選挙区との関係を考察した青木康氏の研究に負うところが少なくない。けれども、このような利点を考慮したとしても、同君が長い時間と多大な労苦を費やしてこのアプローチを実行に移し、その結果として興味深い事実と説得力のある見解を提示している点は高く評価される。

終章 結論

終章では各章の要点が整理されたうえで、エリザベス治世期における議會の特徴が素描されている。

エリザベス治世期の議會はかつて考えられていたほどに独立性を有していたのでもなければ、統治機構の中で重要な位置を占めていたのでもなく、ましてや広く民意を代弁する機能などではなかった。しかしながら、パトロネージ・システムの操縦が統治の安定に重要な役割を演じていたために、議員の地位はパトロン、クライアントの双方にとって軽視できないものであった。要するに、エリザベスの議會に今日的な意味での存在意義を見出すことは困難であるにしても、彼女の議會は当時の社会に即して機能しており、今日とは異なった意味ではあるが、

政治国民には今日と同じく必要不可欠な機関であった。

以上、各章ごとにその内容を要約するとともに、評価を記してきた。最後に、本論全体を視野に入れて少し付言しておきたい。

仲丸君の学位請求論文は斬新で堅実な手法にもとづいた考察によって、説得力に富む見解や仮説を提示することに成功している。今後このテーマを扱う学徒が参照すべき文献となるであろう。また、本論は近世社会に関するすぐれた論考に發展する可能性をも秘めている。第四章を具体例とすると、ここでは議會と選挙区との関係を考察することで議會の機能や性格はもとより、社会の性格の一端が明らかにされている。したがって、例えば「議會と治安判事との関係」、「議員と治安判事との関係」などとテーマを多元化してゆくならば、議會はもとより、社会の多面的な考察が可能となる。明年ジェイムズ一世治世期からチャールズ一世治世期のすべての下院議員の情報を網羅する *The History of Parliament: The House of Commons* が議會史財団の手で刊行される予定である。もしもこれに本論第三章、第四章で活用された手法を適用するならば、初期スチュアート朝期の下院および下院議員について本論同様の研究が可能となるうえに、テューダー朝期とスチュアート朝期の議會を時系列に沿って考察したり、両者を比較する道も開かれる。要するに、仲丸君の学位請求論文は近世イギリス議會史、社会史双方に關する多面的で包括的な研究に發展する可能性を含んでいるので

ある。

なお、この学位請求論文を構成する五論考のうち三論考は三田史学会の『史学』に、残りの二論考は『西洋史学』と『歴史学研究』にと、いずれも信用のある雑誌に掲載された。このことは仲丸君の研究の質の高さを物語るものである。

本論に添えられている「歴史学の実験室——ロンドン大学歴史学研究所の軌跡——」について。

これはテューダー朝研究の始祖ともいべきA・F・ポラード、および現在にいたるまでテューダー朝研究の拠点であり続けているロンドン大学歴史学研究所に関する、史学史の観点からの論考である。歴史学研究所の設立に携わった人々の残した史料にもとづいて、当時の歴史学研究の状況、研究所設立の経緯が具体的に語られている。

総じて、仲丸英起君の学位請求論文はその視点の独創性と内容の水準の高さによって博士（史学）を授与されるにふさわしいものである。

論文審査担当者

主査	慶應義塾大学文学部教授	清水 祐司
副査	慶應義塾大学文学部教授	神田 順司
副査	聖心女子大学文学部教授	小泉 徹

2009年6月20日

審査員一同